

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 5 年 2 月 1 日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

| | |
|------------------------------|---|
| (1) 件名 | きらら西公園（管理棟脇）市有財産賃貸借（自動販売機設置） |
| (2) 品質・規格・数量など | 仕様書のとおり |
| (3) 契約の条項を示す場所 | 新潟市西区役所建設課 |
| (4) 入札日時・場所 | 令和 5 年 2 月 13 日（月曜）午後 2 時 新潟市西区役所 3 階 303 会議室 |
| (5) 入札保証金 | 新潟市契約規則第 10 条第 2 号により免除 |
| (6) 契約保証金 | 免除 |
| (7) 入札を無効とする場合 | 新潟市契約規則第 17 条第 1 項の規定に該当する場合 |
| (8) 予定価格の公表 | 公表しません。 |
| (9) 最低貸付料 | 仕様書のとおり |
| (10) 貸付期間 | 令和 5 年 4 月 20 日から令和 10 年 4 月 19 日まで |
| (11) 貸付場所等 | 仕様書のとおり |
| (12) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約 | 無 |
| (13) 備考 | 入札金額欄に、貸付単価（売上額 100 円に対する貸付料）を小数点以下第 2 位まで記入してください。 |

2 貸付物件

仕様書のとおり

3 設置方法

自動販売機は、地方自治法第 238 条の 4 第 4 項、新潟市公有財産規則等に基づき、賃貸借契約（以下「契約」という。）により設置するものです。

4 貸付（設置）場所

新潟市西区木山字野地 1296-1
きらら西公園
管理棟脇（別紙自動販売機位置図参照）

5 貸付期間（予定）

令和 5 年 4 月 20 日から令和 10 年 4 月 19 日（5 年間・更新なし）までとします。

6 入札参加資格の要件

(1) 次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。

①入札参加資格者名簿（業務委託）に、「自動販売機設置」の登録があること

- ②新潟市内において自動販売機の設置実績を有し、かつ健全な経営を行っている者
- ③設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

(2) 次に該当する方は、応募することができません。

- ①契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- ②自己又は自社の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる法人

7 入札の参加手続き

(1) 入札参加申込期限

令和5年2月10日(金曜) 午後5時まで

(2) 受付期間

入札公告の日から入札参加申込期限の日までの午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日を除く)

(3) 入札参加申込受付場所

新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 新潟市西区役所建設課 管理係
電話：025-264-7661(直通)

(4) 提出方法及び提出書類

参加希望の方は、下記の①から④までをご提出ください。

- ①一般競争入札参加申込書(様式1)
- ②自動販売機設置実績報告書(様式2)
- ③誓約書(様式4)
- ④設置する自動販売機のカatalog(寸法、消費電力、その他機能が確認できるもの)

(5) 入札にあたっての留意事項

- ① 入札金額は、貸付単価(売上額100円に対する貸付料)を記入してください。貸付単価に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位まで記入してください。
- ② 入札金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。
- ③ 参加書類の返却は行いません。

(6) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者の決定及び貸付事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、参加資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

8 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は下記により質疑書を提出してください。

提出は入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和5年2月9日(木曜)正午まで
- (3) 提出先 新潟市西区役所建設課 管理係
- (4) その他 電子メール(kensetsu.w@city.niigata.lg.jp)で送付してください。回答は、質問者へメールで行います。

9 入札時の注意事項

- (1) 入札時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (2) 入札にあたっては、入札書(別記様式第1号)を用いてください。
- (3) 代理人が入札する場合は、委任状(別記様式第2号)を提出してください。
- (4) 業務履行が困難と判断できる高額の貸付料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。
- (5) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届出するものとします。

(6)1 回目の入札で落札者が決定しない場合は再度入札を行います。入札回数は2回を限度とします。

1 0 設置予定業者の決定

- (1) 設置予定業者が決定したときは、直ちにその旨を設置予定業者に通知するとともに速やかに公表します。
- (2) 設置予定業者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより設置予定業者を決定します。

1 1 設置予定業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取り消します。

- (1) 指定する期日までに貸付申請の手続きを行わなかったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者としてふさわしくないと本市が判断したとき

1 2 設置予定業者が辞退した場合

設置予定業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置予定業者を決める手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置予定業者の次に高い金額をもって有効な入札を行った参加者を設置予定業者とし、新たな設置予定業者を決めることができます。

自動販売機設置仕様書

1. 入札物件

(1) 貸付場所、貸付面積、台数及び最低貸付料

| 貸付場所 | 貸付面積 (㎡) | 台数 (台) | 最低貸付料 (年額) (円) | 最低貸付料 (月額) (円) |
|-------------------------------------|-------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 新潟市西区赤塚字下野地 182-3 きらら西公園 管理棟脇 | 3.00 | 1 | 672 | 100 |

- ※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、回収ボックス設置面積を含む。また、この面積以下で借り受けること。
- ※2 「最低貸付料」には、消費税及び地方消費税を含まない。また、「年額」とは、4月1日から3月31日までの1年間の貸付料をいう。1年に満たない期間については、1年を365日とする日割り計算により期間中の貸付料を求める。
- ※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず入札（応募）前に設置場所の確認をしておくこと。

2. 貸付期間

令和5年4月20日から令和10年4月19日まで（5年間・更新なし）

3. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ、デザイン及び電力

- それぞれの自動販売機の大きさは、「貸付面積」以内とする。
- デザイン及び色は、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。
- 消費電力は単相100V 1.5KW以内に限る。

(2) 環境対策

- ノンフロン二酸化炭素、炭化水素、または代替フロン（ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボン）を冷媒として採用した機種とする。
- 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(3) 安全対策等

- 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
- 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

- 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置する。
- 回収ボックスの規格
 - プラスチック製または金属製とする。
 - 容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積のものとする。
- 使用済容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切

に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

4. 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料とする。また、紙パック・ペットボトルによる販売に限る。
- (2) 標準販売価格以下の販売とする。
- (3) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク・乳飲料等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

5. 貸付料

- (1) 貸付料は新潟市が発行する納入通知書により、新潟市の指定する期日までに支払うものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合は、日割りをもって計算する。
- (2) 標準貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に「貸付料見積書」に記載された貸付単価(売上額100円に対する貸付料)を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。なお、標準貸付料が最低貸付料を上回る場合は標準貸付料を、標準貸付料が最低貸付料を下回る場合は最低貸付料を、新潟市に支払うものとする。
- (3) 建物内に設置する自動販売機の場合、設置者が新潟市に支払う貸付料は、(2)の当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。)とする。

6. 売上手数料

徴収しない。

7. 費用負担

- (1) 設置及び撤去等
自動販売機の設置(電気、配線等)維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。工事を必要とする場合には、新潟市の指示に従うものとする。
- (2) 電気料金
① 「新潟市公有財産事務取扱要領」の規定により算定した額を設置事業者が負担する。
② 新潟市が発行する納入通知書により、新潟市が指定する期日までに納入すること。
- (3) 電気使用量を計測するための専用子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては新潟市の指示に従うものとする。

8. 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して新潟市の確認を受けなければならない。

9. 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10. 商品等の盗難及び破損

- (1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければ

ばならない。

1 1. その他

事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については、新潟市はその責を負わない。

1 2. 参考データ

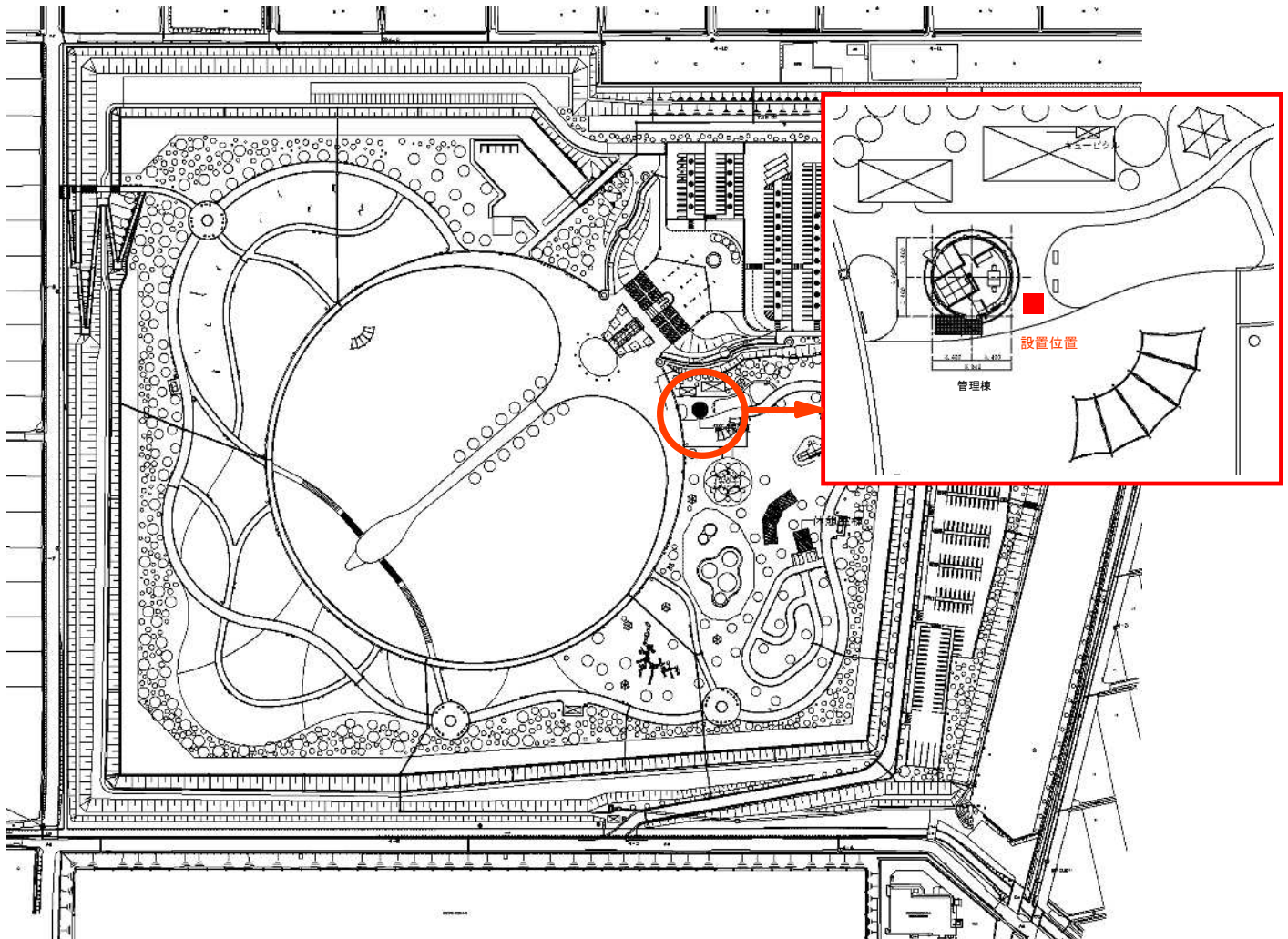
(1) 施設利用時間

| | | |
|--------|----------------|--|
| 公園・駐車場 | 4月1日から11月30日まで | 8:30 から 19:00 まで |
| 遊具利用 | | 9:00 から 18:00 まで (11月は9:00 から 16:00 まで) |

※きらら西公園は順次整備をしており、利用できるエリアが広がる予定です。それに伴い、施設の利用時間や閉鎖期間など施設の利用形態が変わることがあります。

(2) 年間実績販売本数

| | |
|-------|---------|
| 令和元年度 | 1,820 本 |
| 令和2年度 | 4,916 本 |
| 令和3年度 | 5,383 本 |



業務実施要領

1 自動販売機及び販売商品

- (1) 自動販売機の設置に伴い設置業者に保健所への届出義務がある場合は、設置までに届出を完了すること。
- (2) 販売商品の容器は缶・プラスチック容器（ペットボトルを含む）・紙パック・紙コップに限るものとし、ガラスびんは禁止する。ただし、ガラスびんは新潟市が認めた場合のみ販売可とする。
- (3) 新潟市又は設置業者が自動販売機の機種（型式）並びに販売商品の種類を変更しようとするときは、事前協議すること。
- (4) 設置業者が販売価格帯を新設又は変更しようとするときは、事前協議すること。
- (5) 設置する自動販売機は、新品・未使用品とすること。

2 自動販売機の搬入及び撤去

- (1) 搬入に際しては、新潟市の指示に従うこと。
- (2) 契約期間満了の日までに撤去すること。

3 売上金額等の確認について

設置業者は各月の売上金額等を自動販売機のカウンターにより毎月25日以降月末までに確認し、翌15日までに新潟市に売上金等を証する電子データを提出すること。ただし、新潟市が立会いを申し出た場合は、新潟市立会いのうえ確認すること。また、新潟市が売上金等の調査を行う場合は、実地調査及び関係書類等の提出を求めることができる。

4 貸付料の納入

- (1) 新潟市の発行する納入通知書により新潟市に支払うこと。
- (2) 契約に定めた納入期限までに、納入を完了すること。
- (3) 貸付料の納入が遅延したときは、その間営業停止の措置をとる。

5 乙の商品管理

- (1) 商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。
- (2) 平日・休日にかかわらず適宜商品を補充し、売切れが生じないようにすること。
- (3) 夏期期間は施設・駐車場の利用者が多くなるため、売切れが生じないように商品管理を徹底すること。
- (4) 商品等の搬出入時は制服又は名札を着用し、通常は施設所定の出入口から行うこと。

6 その他

- (1) 新潟市又は設置業者が自動販売機の破損等の異常を発見したときは直ちに相互に通報すること。
- (2) 設置業者は自動販売機の異常が発見されたときは速やかに解決のための人員を派遣すること。
- (3) 自動販売機の稼働は搭載機能を最大限生かし、節電に心がけること。
- (4) 容器等のゴミの撤去については、商品補充時に確実にすること。
- (5) 施設内では新潟市の指示に従うこと。